

商標委任後の紛争解決手続き (商標 PDDRP)

2012年6月4日

1. 紛争当事者

紛争当事者は、商標保有者および gTLD レジストリ オペレータになります。ICANN は当事者にはなりません。

2. 適用可能な規則

2.1 この手続きは、商標委任後の紛争解決手続き全般を対象としています。商標 PDDRP を実施するために複数の商標 PDDRP プロバイダ (「プロバイダ」) が選択される限りにおいて、各プロバイダは申し立てを行うときに従う必要のある追加の規則を用意することが可能です。以下は、すべてのプロバイダが従うべき一般的な手続きです。

2.2 レジストリ契約において、レジストリ オペレータは、すべての委任後の手続きに参加し、その結果として生じる裁定に拘束されることに同意します。

3. 言語

3.1 この手続きに基づくすべての提出物および手続きの言語は英語になります。

3.2 当事者は、それ以外は当該証拠がすべての関連テキストの英語訳を伴うことを確認するために、専門家パネルの権限に従いそれらの原語の裏付け証拠を提出することができます。

4. やり取りと期限

4.1 プロバイダとのすべてのやり取りは電子的な送信が必要になります。

4.2 期限の開始日を確認する目的のため、通知またはその他のやり取りは、当事者が指定した適切な担当者に送信された日に受信されたと見なされます。

4.3 期限の遵守を確認する目的のため、通知またはその他のやり取りは、発送された日に送信、作成、または伝送されたと見なされます。

4.4 この手続きの下で期間を計算する目的のために、当該期間は通知またはその他のやり取りを受領した日の翌日に始まるものとします。

4.5 特に指定のない限り、日数制限への言及はすべて暦日と見なされるものとします。

5. 当事者適格

- 5.1 強制的な行政手続きは、第三者の申立人(「申立人」)が、申立人が商標権者であると主張するプロバイダに申し立てを提出したときに開始されます(以下に定義されている登録商標または未登録の商標を含む場合があります)。その場合、その標章の一部がレジストリ オペレータの運用方法または gTLD の使用によって侵害されており、それによって申立人は損害を受けていることを申し立てます。
- 5.2 紛争の本案(実体)に進む前に、また、相手方が実質的な返答を提出するか、または何らかの料金を支払うことを要求される前に、プロバイダは最初の「しきい値」審査を実行するための特別な1名からなるパネル(「しきい値審査パネル」)を任命するものとします。

6. 基準

これらの基準の目的のために、「レジストリ オペレータ」には、所有権または議決権の管理によるものかどうかを問わず、また契約またはその他の方法によるものかどうかを問わず、直接的または間接的にレジストリ オペレータによって制御される、またはレジストリ オペレータによる一般的な制御下にある事業体が含まれるものとします。ここで「管理」とは、直接または間接的に、所有権または議決権のある議決権の管理、契約またはその他の方法にかかわらず、事業体の管理および方針の方向性を指示または引き起こす権限を保有することを意味します。

6.1 トップレベル:

申立人は、明確かつ説得力のある証拠によって、申立人の標章と同一か、または紛らわしいほど類似しているその運用またはその使用におけるレジストリ オペレータの肯定的な行為により、gTLD が以下のいずれかを行う原因となるか、または実質的にそれに貢献することを主張し証明する必要があります:

(a) 独特の特性または申立人の標章の評判を不当に利用すること。
または、

(b) 独特の特性または申立人の標章の評判を損なうこと。または、

(c) 申立人の標章と混同する可能性が生じること。

トップレベルでの侵害の例としては、TLD 文字列が商標と同一であり、レジストリ オペレータが標章の受益者としての地位を保持している場合が挙げられます。

6.2 セカンドレベル

申立人は、明確かつ説得力のある証拠によって、レジストリ オペレータの肯定的な行為を通じて、以下のことを証明する必要があります。

(a) ドメイン名を侵害する商標の売却から利益を得るために、レジストリ オペレータによる特定の悪意の意図の実質的なパターンまたは慣行が存在すること。および、

(b) レジストリ オペレータの悪意は、申立人の標章と同一か、または紛らわしいほど類似している gTLD 内の体系的なドメイン名の登録から利益を得ることを意図していること。

(i) 独特の特性または申立人の標章の評判を不当に利用すること。または、

(ii) 独特の特性または申立人の標章の評判を損なうこと。または、

(iii) 申立人の標章と混同する可能性が生じること。

つまり、レジストリ オペレータが gTLD への登録を通じて商標権侵害の可能性があることを通知していることを示すだけでは不十分です。レジストリ オペレータは、以下の理由からだけでは PDDRP に基づく責任を負いません。(i) 侵害している名前がそのレジストリに存在する。(ii) レジストリ オペレータは侵害している名前がそのレジストリに存在することを認知している。(iii) レジストリ オペレータはそのレジストリ内の登録を監視していなかった。

レジストリ オペレータは、以下のようなドメイン名の登録について PDDRP に基づく責任を負いません。

(i) ドメイン名はレジストリ オペレータと関係のない個人または団体によって登録されている。(ii) ドメイン名はレジストリ オペレータと提携している個人または事業者の直接的または間接的な奨励、勧誘、開始または指示なしに登録されている。(iii) ドメイン名は通常の登録料(登録セキュリティの強化などの付加価値サービスの登録プロセスに付随して徴収されるその他の手数料を含む場合がある)以外にはレジストリ オペレータに対して直接的または間接的な利益を一切提供しない。

セカンドレベルでの侵害の例としては、レジストリ オペレータがレジストラントに積極的かつ体系的にセカンドレベルのドメイン名の登録を奨励したり、悪意が明白である範囲内で商標を不当に利用するよう奨励したりするパターンまたは慣行を有している場合が挙げられます。セカンドレベルでの侵害のもう 1 つの例としては、レジストリ オペレータが、悪意をもって利益を得るために、登録を侵害するレジストラントまたは有益なユーザーとして行動するパターンまたは慣行を有している場合が挙げられます。

7. 申し立て

7.1 提出:

申し立ては電子的に提出されるものとします。不服審査が完了し、

申し立てが遵守しているものであるとプロバイダが判断したら、プロバイダは、申し立てを電子的に送達し、レジストリ契約に記載されている連絡先情報と一致する申し立ての対象であるレジストリ オペレータに書面による通知(「申し立て通知」)を提供します。

7.2 内容:

7.2.2 申立人に代わって行動する権限を与えられた人物の名前および連絡先情報(住所、電話番号、および電子メールアドレスを含む)。

7.2.3 紛争の性質の説明、および関連する証拠(以下を含むものとする)。

- (a) 特定の法的権利の申し立ての主張、紛争の根拠となる標章、および申し立てが提起される根拠の簡潔でわかりやすい声明。
- (b) 申立人の申し立てがその特定の根拠または基準に従って申し立てを提起するための要件をどのように満たしているかについての詳細な説明。
- (c) 申し立ての有効性および申立人がなぜ救済を受ける権利があるのかについての詳細な説明。
- (d) 申立人は申し立てを提出する前に少なくとも 30 日の猶予をもって以下について書面によりレジストリ オペレータに通知したことを示す声明。(i) 申立人の商標の侵害につながると考えている特定の懸念および特定の行為、および (ii) 問題を解決するために会う意思があること。
- (e) 申立人による標章の使用方法(商品/サービスの種類、期間および使用地域を含む-すべてのオンライン使用を含む)、あるいは法令、条約によって保護されている方法、あるいは裁判所または Clearinghouse によって検証されている方法の説明。
- (f) 申し立てで問題になっている商標の現在の使用およびドメイン名登録の証拠を含む、救済の根拠を証明するために申立人が検討している文書のコピー。
- (g) これらの手続きは不適切な目的のために提起されたものではないという声明。
- (h) 問題となっている登録が商標所有者にどのような危害を与えたかについて説明する声明。

7.3 プロバイダが追加の資料が必要であると判断しない限り、申し立ては添付ファイルを除いて 5,000 語、20 ページに制限されます。

7.4 申し立てが提起されると同時に、申立人は、該当するプロバイダの規則に従って設定された金額で返金不可の申告手数料を支払うものとします。プロバイダが申し立てを受領してから 10 日以内に申告手数料が支払われない場合、その申し立ては他の権利に影響を及ぼすことなく却下されます。

8. 申し立ての不服審査

- 8.1 すべての申し立ては、プロバイダに提出されてから5営業日以内にプロバイダによって審査され、必要な情報がすべて含まれ、手続き上の規則に準拠しているかどうか判断されます。
- 8.2 当該申し立てが手続き規則を遵守しているとプロバイダが判断した場合、その申し立ては提起されたものと見なされ、手続きはしきい値審査まで継続されず。当該申し立てが手続き規則を遵守していないとプロバイダが判断した場合、プロバイダは当該非遵守について電子的に申立人に通知し、修正された申し立てを提出するために5営業日の猶予を与えるものとします。提供された5営業日以内に修正された申し立てをプロバイダが受領しなかった場合、プロバイダは当該申し立てを却下し、手続き規則を遵守する申立人による新たな申し立ての提起の権利に影響を及ぼすことなく当該手続きを終了します。申告手数料は返金されません。
- 8.3 準拠していると判断した場合、プロバイダは、申し立てをレジストリオペレータに電子的に送達し、レジストリ契約に記載されている連絡先情報と一致する申し立て通知を提供します。

9. しきい値審査

- 9.1 プロバイダは、不服審査の完了後5営業日以内に行われる手続きに対して、プロバイダによって選択された1名のパネリストからなるしきい値審査パネルを設置するものとし、当該申し立ては手続き規則に準拠していると見なされます。
- 9.2 しきい値審査パネルは、申立人が以下の基準を満たしているかどうかを判断する責任を負うものとします。
 - 9.2.1 申立人は、以下のワードマーク(文字商標)の所有者です。(i) 申立人が国または地域で有効な登録を保持し、現在も使用中である。または(ii) 法廷手続きを通じて有効である。または(iii) PDDRP申し立てが提出された時点で有効な法令または条約によって特に保護されている。
 - 9.2.1.1 使用を示すため、使用の証拠(商用での現在の使用の宣言および1つの実例)が、Trademark Clearinghouseに提出され、検証された。
 - 9.2.1.2 使用の証明は、当該申し立てとともに直接提出することもできる。
 - 9.2.2 申立人は、商標権の侵害の結果として重大な損害を受けたと主張している。
 - 9.2.3 申立人は、申立人が主張したすべてが真実である場合、本明細書のトップレベル基準の下での主張を述べるという十分な具体性をもって事実を主張している
または、

申立人は、申立人が主張したすべてが真実である場合、本明細書のセカンドレベル基準の下での主張を述べるという十分な具体性をもって事実を主張している。

9.2.4 申立人は以下を主張している。(i) 申立人は申し立てを提出する少なくとも 30 日前に、特定の懸念および行為が申立人の商標権を侵害しているものと考えており、問題を解決するために会う意思があることを書面でレジストリ オペレータに通知した。(ii) レジストリ オペレータが申立人の特定の懸念についての通知に返答したかどうか。(iii) レジストリ オペレータが返答した場合、申立人は、PDDRP を開始する前に問題を解決するために誠意ある議論を行うことを試みた。

9.3 プロバイダが申し立て通知を提出した日から 10 営業日以内に、レジストリ オペレータは、しきい値審査段階での申し立ての当事者適格についてその当事者適格を裏付けるための書類を提出する機会を有するものとしませんが、それは必須ではありません。レジストリ オペレータは当該書類を提出することを選択した場合、申告手数料を支払う必要があります。

9.4 レジストリ オペレータが書類を提出する場合、申立人は異議申し立てを提出するために 10 営業日の猶予が与えられるものとします。

9.5 しきい値審査パネルは、しきい値裁定を発行するために、申立人の異議申し立ての期日から 10 営業日、または何も提出されていない場合はレジストリ オペレータの書類の期日から 10 営業日の猶予が与えられるものとします。

9.6 プロバイダは、すべての当事者にしきい値裁定を電子的に送達するものとします。

9.7 申立人がしきい値審査基準を満たしていない場合、プロバイダは、申立人が当事者適格に欠けていることを理由に当該手続きを却下し、レジストリ オペレータが勝訴当事者であることを宣言するものとします。

9.8 しきい値審査パネルが、申立人が当事者適格を有し、基準を満たしていると判断した場合、プロバイダは本案(実体)についての手続きを開始します。

10. 申し立てへの返答

10.1 レジストリ オペレータは、しきい値審査パネル宣言の日付から 45 日以内に、各申し立てに対する返答を提出する必要があります。

10.2 返答には、申し立ての提出に関する規則を遵守し、申し立てに記載されている声明に対するポイントごとの返答だけでなく、レジストリ オペレータの氏名および連絡先情報も含まれます。

10.3 返答はプロバイダに提出する必要があるため、プロバイダは返答が送達されたことを示すハードコピーの通知を添えて返答を電子形式で申立人に送達する必要があります。

- 10.4 返答の送達が有効であると見なされ、電子的な返答、および返答のハードコピー通知が、申立人から提供されたアドレスにプロバイダによって送られたことが確認された時点で、返答に対する時間が開始します。
- 10.5 レジストリ オペレータが、当該申し立てが法的根拠がないと考えている場合、当該返答においてその主張に対する具体的な根拠を肯定的に訴えるものとします。

11. 返信

- 11.1 申立人は、返答の送達から 10 日以内に、当該申し立てが「法的根拠がない」ではない理由を示す、返答に記載されている声明に対処する返信を提出することを許可されます。返信は、当該記録に新しい事実または証拠を取り入れることはできないものとし、返答に記載された声明に対処するためにのみ使用されるものとします。返答に取り入れられた新しい事実または証拠は、専門家パネルによって無視されるものとします。
- 11.2 申し立て、返答および返信 (必要に応じて) が提出され、送達されたら、パネルが任命され、すべての提出物が提供されます。

12. 義務の不履行

- 12.1 レジストリ オペレータが申し立てに返答しなかった場合、それは義務の不履行と見なされます。
- 12.2 義務の不履行の認定を留保する限定的権利はプロバイダによって設定されますが、いかなる場合も、義務の不履行の認定を留保する正当な理由の提示がない限り許可されません。
- 12.3 プロバイダは、不履行通知を電子メールによって申立人とレジストリ オペレータに送付するものとします。
- 12.4 すべての不履行の事案は、その本案 (実体) について専門家による裁定へと進むものとします。

13. 専門家パネル

- 13.1 プロバイダは、返信の受領後 21 日以内に、または返信が提出されない場合は予定の返信提出期日後 21 日以内に専門家パネルを設置するものとします。
- 13.2 いずれかの当事者が 3 人のメンバーからなる専門家パネルを要求しない限り、プロバイダは 1 人からなる専門家パネルを任命するものとします。しきい値パネルメンバーは、同じ商標 PDDRP 手続きにおいて専門家パネルメンバーになることはできません。
- 13.3 いずれかの当事者が 3 人のメンバーからなる専門家パネルを要請した場合、各当事者 (または問題が統合されている場合は紛争の各サイド) がそれぞれ 1 人の専門家を選出し、そしてその選出された 2 人の専門家が 3 人目の専門家パネルメンバーを選出するものとします。当該選出は、プロバイダの規則または手続

きに従って行われるものとしします。プロバイダ内の商標 PDDRP パネリストは、実現可能な範囲でローテーションされるものとしします。

- 13.4 専門家パネルのメンバーは、委任後の課題の当事者から独立している必要があります。各プロバイダは、独立性の欠如についてパネリストに異議を申し立てるための手続きを含む、当該独立性を要求するための採用された手続きに従うものとしします。

14. 費用

- 14.1 プロバイダは、適用されるプロバイダ規則に従って、当該手続きの下で管理する当該手続きの費用を見積もります。当該費用は、プロバイダ、しきい値審査パネルおよび専門家パネルの管理手数料をカバーするべく見積もられ、合理的であるように意図されます。
- 14.2 申立人は、前述の「申し立て」のセクションに記載されている申告手数料を支払うよう要求され、当該手続きの当初においてプロバイダ見積管理手数料、しきい値審査パネル手数料および専門家パネル手数料の全額を提出するよう要求されるものとしします。その全額のうち **50%** は、当該手続きの申立人の分担金をカバーするために現金 (または現金同等物) で支払われるものとし、残りの **50%** は、レジストリオペレータが勝訴する場合に、レジストリオペレータの分担金をカバーするために現金 (または現金同等物) または債券で支払われるものとしします。
- 14.3 パネルが申立人を勝訴当事者であると宣言した場合、レジストリオペレータは、発生したすべてのパネルおよびプロバイダの手数料について申立人に返済する必要があります。履行遅滞は、契約の下で終了するまでの間に利用可能な救済策を条件として、商標 PDDRP の違反およびレジストリ契約の違反と見なされるものとしします。

15. 証拠開示

- 15.1 証拠開示が許可されるかどうか、またどの程度まで許可されるかどうかについては、パネルの裁量によりますが、パネル自身の合意に基づいて行われるか、当事者からの要請に応じて行われます。
- 15.2 許可される場合、証拠開示は各当事者が相当の必要性を持っている事物に制限されるものとしします。
- 15.3 特別な事情の場合、プロバイダは、当事者が支払う専門家を選任するか、ライブまたは書面による証人の証言を要請するか、または文書の限定的な交換を要請することができます。
- 15.4 証拠開示の終わりに、専門家パネルによって許可されている場合、当事者は最終的な証拠提出、専門家パネルとの協議の上でプロバイダによって決定されるタイミングと順序を履行するものとしします。

16. 聴聞

- 16.1 本手続きに基づく紛争は、いずれかの当事者が聴聞を要請しない限り、または専門家パネルが自らのイニシアチブで聴聞が必要であると判断しない限り、聴聞なしで解決されます。
- 16.2 聴聞が開催される場合、可能であればテレビ会議または電話会議を使用するものとします。それが不可能な場合、当事者が同意できない場合は専門家パネルが聴聞の場を選択します。
- 16.3 非常に特別な状況を除いて、聴聞は1日で終わるものとします。
- 16.4 すべての紛争解決手続きは英語で行われるものとします。

17. 立証責任

申立人は、申し立てにおける陳述を証明する責任を負います。当該責任は、明確かつ説得力のある証拠によるものでなければなりません。

18. 救済策

- 18.1 レジストラントはアクションの当事者ではないため、推奨される救済策では登録を削除、譲渡、または一時停止するという形をとることはできません(レジストラントがレジストリ オペレータとの共通の管理下にある幹部、ディレクタ、代理人、従業員、または事業者である場合を除く)。
- 18.2 推奨される救済策には、セクション 14 に従って付与された手数料以外の当事者に支払われるべき金銭的損害または制裁は含まれません。
- 18.3 専門家パネルは、レジストリ オペレータが当該商標 PDDRP に基づき責任を負うものと判断した場合、以下を含む、レジストリ オペレータに対して様々な段階的な執行ツールを推奨することができます。
 - 18.3.1 将来の侵害登録を許可しないようにするためにレジストリが採用する是正措置。これは、是正措置が以下でない場合を除き、レジストリ契約に基づいて要求されるものに追加されるものとします。
 - (a) PDDRP 手続きにおいて問題となっている名前に関連しない登録を監視することをレジストリ オペレータに要求する。または
 - (b) レジストリ契約に基づいて要求されたものとは逆となる、レジストリ オペレータによる直接的なアクション。
 - 18.3.2 裁定で示された違反が解決されるまで、または設定された期間が経過するまで、gTLD に新しいドメイン名の登録を受け入れることを一時停止する。

または、

- 18.3.3 レジストリ オペレータが悪意を持って行動した特別な状況で、レジストリ契約の終了を規定する。
- 18.4 適切な救済策を勧告するにあたり、専門家パネルは、申立人への継続的な害、ならびにその救済策が gTLD 内で活動している他の無関係な誠意のあるドメイン名レジストラントに対して生じる害を考慮します。
- 18.5 また、専門家パネルは、申し立てが「法的根拠がない」で提出されたかどうかを判断し、提出された場合は、以下を含む適切な制裁を段階的な規模で授与するものとします。
- 18.5.1 申し立ての提出を一時的に禁止する。
- 18.5.2 合理的な弁護士費用を含む、レジストリ オペレータの費用の賦課。および、
- 18.5.3 一時的に禁止された後、申し立ての提出を恒久的に禁止する。
- 18.6 救済策の賦課は ICANN の裁量に委ねられますが、特別な事情がない限り、これらの救済策は専門家パネルが推奨する救済策と一致します。

19. 専門家パネルの裁定

- 19.1 プロバイダおよび専門家パネルは、専門家による裁定が専門家パネルの選任後 45 日以内に 発行されるように、また、いかなる場合も、正当な理由がなく、専門家パネルの選任後 60 日以降に発行されないことがないように、合理的な努力を払うものとします。
- 19.2 専門家パネルは書面による裁定を行います。専門家による裁定は、申し立てが事実上根拠があるかどうかを述べ、その裁定の理由を示します。専門家による裁定は、公に入手可能であり、プロバイダの Web サイトで検索可能となるようにします。
- 19.3 専門家による裁定には、特定の救済策の推奨を追加で含めることができます。プロバイダへの費用と料金は、まだ支払われていない範囲で、専門家パネルによる裁定の 30 日以内に支払われるものとします。
- 19.4 専門家による裁定では、どの当事者が勝訴当事者であるかを述べるものとします。
- 19.5 レジストリ オペレータが商標 PDDRP の基準に基づいて責任を負うという専門家による裁定が考慮されるものとしますが、ICANN は、ICANN が各問題の状況を考慮して適切と判断する救済策を課す権限を有するものとします。

20. 専門家による裁定に対する不服申し立て

- 20.1 いずれの当事者も、商標 PDDRP 手続き内の既存の記録に基づき、不服申し立てのための妥当な費用で、責任または推奨される救済策についての専門家による裁定に対する新しい不服申し立てを申請する権利を有するものとします。

- 20.2 不服申し立てはプロバイダに提出されるものとし、専門家による裁定が発行された後 20 日以内にすべての当事者に送達されるものとし、また、不服申し立てに対する返答は不服申し立ての後 20 日以内に提出されるものとします。送達期限の方法と計算は、上記のセクション 4「やり取りと期限」に規定されている期限と一致するものとします。
- 20.3 3 人のメンバーからなる不服申し立てパネルは、プロバイダによって選出されますが、不服申し立てパネルのいかなるメンバーも、専門家パネルのメンバーになることはできません。
- 20.4 第一審における不服申し立ての費用は控訴人が用意するものとします。
- 20.5 追加費用を支払うことにより、裁定に対する重要な新しい許容できる証拠を導入するための制限付きの権利が許可されます。ただし、その証拠は明らかに申し立ての提出よりも以前に存在している必要があります。
- 20.6 当該証拠が妥当であると不服申し立てパネルが判断した場合には、その証拠が申し立ての提出日より前であるかどうかにかかわらず、不服申し立てパネルは独自の裁量でさらなる陳述または証拠を要請できるものとします。
- 20.7 勝訴当事者は、不服申し立て費用の報奨を受ける権利を有します。
- 20.8 不服申し立てのための上記以外のプロバイダの規則および手続きが適用されるものとします。

21. 救済策の異議申し立て

- 21.1 ICANN は、専門家による裁定の発行後少なくとも 20 日間は、不服申し立てを提出するまでの期間を設け、商標 PDDRP の違反に対する救済策を実施してはならないものとします。
- 21.2 不服申し立てが提出された場合、ICANN は当該不服申し立てが解決されるまで救済策の実施を継続するものとします。
- 21.3 ICANN が商標 PDDRP の違反に対する救済策の実施を決定した場合、ICANN は、その決定をレジストリ オペレータに通知した後、10 営業日 (本社の所在地でオブザーブ) 待機するものとします。ICANN は、その 10 営業日の間に、レジストリ オペレータから次のいずれかの公式文書を受領していない限り、その決定を実行するものとします。(a) レジストリ オペレータに対する責任についての専門家による裁定に異議を唱える管轄裁判所において、申立人に対する訴訟を開始した。または (b) 当該レジストリ契約の条項に基づいて紛争解決を開始することにより意図された救済策に異議を申し立てた。ICANN が当該文書を 10 日 (営業日) 以内に受領した場合、ICANN は以下を受領するまで商標 PDDRP の促進における救済策の実施に努めないものとします。(i) 申立人とレジストリ オペレータとの間の決議の証拠。(ii) 申立人に対するレジストリ オペレータの訴訟が却下または取り下げられたという証拠。(iii) 両当事者の合意によるか、または本案 (実体) の裁定に基づくかにかかわらず、ICANN に対する紛争を却下するレジストリ契約に従って選択された紛争解決プロバイダからのオーダーのコピー。

- 21.4 レジストリ オペレータは、当該レジストリ契約の条項に基づいて紛争解決を開始することにより、異議申し立てが保証される限りにおいて、レジストリ オペレータが PDDRP の下で責任を負うという専門家による裁定の促進に課される救済策の ICANN の賦課に異議を申し立てることができるものとします。いかなる仲裁も、レジストリ契約に基づく当事者のそれぞれの権利および義務に従って決定されるものとします。専門家による裁定も、救済策を実施するという ICANN の決定も、仲裁紛争の決定において、いかなる方法でもレジストリ オペレータを害することを意図していません。レジストリ契約の終了を含むすべての救済策は、レジストリ契約の終了条項の条件に従う必要があります。
- 21.5 本文書に規定されるいかなる内容も、ICANN がいつでもいかなる方法においても、ICANN が救済策を課することを禁じるものではなく、レジストリ オペレータが当該レジストリ契約に遵守していないことに対して課する権利を有します。

22. 裁判所またはその他の行政手続きの有効性

- 22.1 商標 PDDRP は独占的な手続きとして意図されたものではなく、必要に応じて、責任に関する専門家による裁定の審査を含む、個人が法廷で救済策を求めることを排除するものではありません。
- 22.2 文書化された証拠を当事者がプロバイダに提出し、商標 PDDRP における申し立ての提出日より前に、商標 PDDRP と同じ当事者、事実および状況を含む裁判所のアクションが提起された場合、プロバイダは商標 PDDRP を一時停止または終了するものとします。